

自衛隊の任務におけるテロの定義づけの必要性

法学部政治学科 4 年 P 組

古屋哲志 (31060899)

目次

- ・序章

- ・第1章 テロの定義の意義
 - 第1節 防衛省・自衛隊の状況
 - 第2節 政策的な観点
 - 第3節 法律的な観点

- ・第2章 テロ対策における自衛隊の任務
 - 第1節 テロ対策と軍隊
 - 第2節 テロ対策における自衛隊の役割
 - 第3節 自衛隊によるテロ対策のモデル

- ・第3章 定義の必要性
 - 第1節 法律上の問題
 - 第2節 国際協力における意義
 - 第3節 国民に対する姿勢の明確化

- ・終章

- ・注釈

序章

本論文では、テロ対策の中の、自衛隊の任務におけるテロリズム（以下では「テロ」とも記述）の定義づけの必要性について論じる。筆者は、自衛隊の任務においても、テロの定義は必要と考える。

テロは戦争ではなく犯罪であり、テロ対策は、一義的には警察機関が実施すべきものとされる。『防衛白書』においても、「テロリスト」という言葉は使っていないものの「武装工作員などによる不法行為には、警察機関が第一義的に対処する」¹とされており、同様の姿勢がうかがえる。しかし実際には、自衛隊の出動が求められる場面も想定される。オウム真理教による地下鉄サリン事件への対処に出動している他、多数の事件で自衛隊はテロ対策において役割を果たしてきた。特に近年、テロは大規模化している。1993年のニューヨーク世界貿易センタービル爆破事件以降、一度のテロで死傷者が3桁あるいは4桁に達する大規模テロが頻発するようになり、標的もビジネス街、住宅地、学校などに広がっている²。テロ事件が大規模化すれば、自衛隊が出動を求められる場面も増え得る。そうした現状にもかかわらず、自衛隊が対処すべきテロの定義は明確にされていない。そのように不明確な点が残る自衛隊のテロ対策について、研究を深めることが本稿の目的である。定義についての問題にあわせ、テロ対策において自衛隊が果たすべき役割についても整理する。

自衛隊が対処すべきテロを定義する意義とは何か。詳しくは各章に譲るが、大きく三つの意義がある。第一は法律上の問題である。テロと戦争を明確に区別することで、テロリストに国際法上の主体としての地位を与えることを回避できる。第二は国際貢献における意義である。例えば9.11後のアフガン戦争のような、テロ対策のための国際的な軍事行動に、憲法上の問題などから自衛隊は参加することはできない。そうした軍事行動には賛否両論があるが、自衛隊が参加できないことで、国際的なプレゼンスの点で一歩劣ることは考えられる。そこで、例えば国際平和協力活動や能力構築支援において「テロ対策」を強調し、日本なりの貢献を展開することが考えられる。その際に、日本が対処すべき「テロ」を定義し姿勢を明確にすることは重要である。第三は国民に対する姿勢の明確化である。自衛隊の活動が「テロ対策に名を借りた国民の抑圧」という批判を受けないために、テロを明確に定義することは重要である。この問題は日本特有とまでは言わないが、反戦・反軍事的な空気の強い日本においては特に重要だろう。

本稿では、第1章で、テロを定義づける意義について研究者の見解を概観する。第2章では、研究者の提示する、テロ対策における軍の役割について概観する。加えて、テロ対策において自衛隊が果たすべき役割を確認し、研究者の指摘と合わせて、テロ対策における自衛隊の任務についてのモデルをつくる。第3章では、第1章、第2章を踏まえて、自

自衛隊の任務においてテロの定義づけが必要なのかを論じる。終章では、本稿を結ぶとともに、どのようなテロの定義が考えられるか述べる。

第1章 テロの定義の意義

この章では、まずテロの定義づけについて、防衛省・自衛隊の現状を確認する。次に、テロを定義づける意義について、研究者の指摘を概観する。

第1節 防衛省・自衛隊の状況

防衛省・自衛隊はテロを明確に定義づけていない。『防衛白書』には、テロについての言及はあるものの、定義はなされていない。自衛隊法 81 条の 2 の文言が定義の代用と見なされることがある。そこでは、以下のような文言がある。

「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為」

81 条の 2 は、こうした行為が行われるおそれがありかつ被害防止のため特別の必要があると認められる場合、当該施設警護のために自衛隊を出動させる、「警護出動」を規定している条文である。しかし宮坂によれば、これはあくまで警護出動の要件に過ぎず、テロの内容を定義するものではないとしている³。

第2節 政策的な観点

政策的な観点からテロの定義の意義を指摘したものとしては、宮坂直史の指摘がある。

宮坂は日本の現状について、禁止処罰対象としてのテロが定義されていないことを問題視している。代わりに、日本ではテロに相当する行為を罰する法律を制定してきたと指摘している⁴。それらの法律により、テロの対策は十分可能であるとも考えられる。なぜ、テロに相当する行為を罰する法律を制定するだけでは不十分なのか。これについて、宮坂は三つの理由を挙げている。

第一に、テロ対策基本法的なものを制定するためである。特定のテロ事件、あるいは一定のテロ行為に対応するだけでなく、包括的かつ日常的なテロ対策を講じるためのものである。省庁の取りまとめなども目的としている。この法律を制定し、包括的なテロ対策を講じるために定義が必要なのである。定義がなければ、誰を規制するかという肝心な点が明らかにならず、日常的な予防措置がテロリストの取り締まり以外の目的に濫用されるおそれがあるからである⁵。

第二に、国際的な対テロ措置の要請に応じるためである。定義を持つことで、日本の問題意識や主体性を示すのである⁶。

第三に、国民の合意を形成するためである。「テロリスト」が誰のことを指し、「テロリズム」がどういう行為を指すのか不明確な状況では、ある行為に対し、テロか否かという議論がむやみに噴出し、政策的に收拾がつかなくなる。そうした状況を回避するために、定義が必要なのである。例えば宮坂は、北朝鮮による拉致について、国会議員が「テロである」という認識を示したことを取り上げている。国家による行為もテロとすれば、アメリカの国際法違反の戦争はテロではないのか、グアタナモ基地にテロの容疑者を拘束するのはテロではないのか、などの議論が噴出し、政策的な混乱が生じうる。テロの定義は、こうした混乱を防ぐためにも必要なのである⁷。

第3節 法律的な観点

法律的な観点からテロの定義について指摘したものには、阿久津正好の指摘がある。

阿久津によれば、テロの定義づけは、他の行為とは異なるものとして概念整理し、これに一定の法令上の効果を付与するために行われるとされる。実際、先進諸外国における定義の目的は、重罰化、資金提供その他テロ関連行為の犯罪化、刑事手続きの特例の創設等が中心となっている⁸。

阿久津は主に刑罰的な観点からこの指摘をしているが、自衛隊の任務について考えるに当たり、テロと戦争の区別という観点にも触れておく。

例えばテロと類似したものに、ゲリラがある。ゲリラには武力紛争法適用の余地があり、一定の条件を満たせば国際法上の主体となることができる。これに対して、テロリストは法律を破る犯罪者であり、国際法上の主体となることはできない。こうしたことから、テロ組織の中には自らのゲリラと呼ぶよう要求するものがある一方、政府の側はテロリストに正当な地位を与えないようテロリストという呼び名に固執する。例えば1980年代にIRAがイギリス政府に自分達をゲリラと呼ぶよう要求した際、イギリス政府はこれを拒絶している⁹。この事例のように、テロリストに正当性を与えることを避けるために、「テロリスト」を定義し、戦争と区別するということも考えられるだろう。

なお、テロリストと国際法上における戦闘員の間には、以下のような差異がある。まず戦闘員は、兵器の選定と戦闘の方法についての武力紛争に関する法規の制限を遵守し（ジュネーヴ第3条約第35、36条）、軍事行動から生じる危険が及ばないように文民たる住民を保護する義務を負う（ジュネーヴ第3条約第51条第1項）。テロリストはこうした規則には拘束されないが、戦闘員が享受できる刑事上の免責は享受できない。そのため、戦闘員ないし捕虜としての地位は保障されず、当該行為について司法管轄権を有する国の国内法に基づく審理及び処罰を受ける¹⁰。

第2章 テロ対策における自衛隊の任務

本章では、自衛隊がテロ対策において果たすべき任務とはどのようなものが想定されるか考察する。第1節では宮坂や片山の指摘を基に、一般にテロ対策において軍隊が果たすべき任務とは何かを考察する。第2節では『防衛白書』や『防衛計画の大綱』（以下では『防衛大綱』とも）などから、テロ対策で自衛隊が果たすべき役割を概観する。第3節では、第1節、第2節を基に、テロ対策における自衛隊の役割についてのモデルを構築する。

第1節 テロ対策と軍隊

宮坂は、テロ対策を4つのフェイズ、プラス1の5つの局面として体系化している¹¹。

第1フェイズは、予防と先制である。予防とは、テロ攻撃からの重要施設の防護や出入国管理などを指す。先制とは、具体的なテロ攻撃を計画するテロリストを拘束・逮捕するなどして未然防止することである。なお、軍事的な先制攻撃ではない。

第2フェイズは被害管理である。テロ攻撃が発生した際の対応を指す。

第3フェイズは事件を引き起こしたテロリスト、テロ組織の追及である。基本的に警察が捜査、犯人を逮捕、起訴するが、その範囲が海外に広がる場合は外交や軍当局も関与する。

第4フェイズは政策レビュー（見直し）である。テロ事件の発生後、それを招いてしまった政策、制度の問題点を検証、新たな措置、制度を作るプロセスを指す。レビューに取り組むことは、今後の予防措置の向上に資する。つまり、テロ対策は第4フェイズから第1フェイズへとフィードバックするサイクルである。

宮坂は以上の4つのフェイズに加え、テロリストを生み、その活動を助長する環境を改善するアプローチについて言及している。テロに関係する紛争を終結させることを含めた社会改革や、途上国の対テロ能力向上の支援、テロ組織を支援するような国に対する圧力や制裁などがこれに当たる。4つのフェイズからなるサイクルの状況に関わらず、恒常的に取り組む措置となる。

片山は、テロ対策において軍が果たすべき役割を、大きく分けて三つ挙げている。

第一に、警察への支援である。片山は警察への支援をさらに、強制的措置を伴うものと、伴わないものの2つに大別している。前者は、武器の使用を含む実力行使や、実力行使に発展する可能性のある、建物の搜索や不審者への質問などを指す。後者は輸送、医療活動、食糧の調達、技能・装備の提供などの後方支援を指す¹²。

自衛隊は警察の後方支援について実績がある。1972年のあさま山荘事件の際には殉職者及び負傷者をヘリコプターで輸送している。1995年の地下鉄サリン事件及びオウム真理教関連施設搜索の際には技術提供や装備貸与を行い、同年の全日空機ハイジャック事件では特殊部隊の空輸を行っている。2001年のアメリカによるアフガン戦争の際には、関連する

在日米軍基地警備強化に伴い機動隊を空輸している¹³。

第二に、防災・医療機関の支援である。主として平素からの指導・訓練、事件発生後の救助活動、除染作業がある。自衛隊による実例としては、地下鉄サリン事件の際の汚染施設の洗浄がある¹⁴。

第三に、軍事力の行使である。テロ行為を支援する国家や、テロリストを取り締まる能力のないいわゆる「破綻国家」に対して軍事力が行使される。

ここでいう軍事力行使には、限定的攻撃と政権転覆がある。限定的攻撃は、テロ支援国家や破綻国家の政権交代までは意図しないが、さらなる犯行の防止や報復のために軍事力を行使するものである。例えば、アメリカによる1986年のリビア空襲や、1998年のアフガニスタン及びスーダン空襲がこれに当たるとされる。政権転覆は、テロ支援国家や破綻国家の政権交代及び占領を意図した軍事力行使である。アメリカによる2001年のアフガン戦争のみがこれに当たるとされる¹⁵。

第2節 テロ対策における自衛隊の役割

本節では、テロ対策において、自衛隊はどのような役割を求められているかについて、『防衛白書』や『平成26年度以降に係る防衛計画の大綱』の記述を参考に概観する。

『防衛大綱』の中では、防衛力の役割について、「各種事態における実効的な抑止及び対処」と「アジア太平洋地域の安定化及びグローバルな安全保障環境の改善」の二つを挙げている¹⁶。

「各種事態における実効的な抑止及び対処」とは、国民の生命・財産と領土・領海・領空を守るため、各種事態に適時・適切に対応することを指す¹⁷。その中でテロ対策に特に関わるものとしては、「武装工作員などへの対処」や「特殊災害への対処」などが挙げられる。「武装工作員」とは「殺傷力の強力な武器を保持し、わが国において破壊活動などの不法行為を行う者や、その協力者」¹⁸を指すとされ、テロも想定していると考えられる。実際に白書の中では、実施している措置として警察機関と合同のテロ対策について言及されている¹⁹。「特殊災害」とは原子力災害を初め、生物兵器や化学兵器による汚染も想定されており、「特殊災害は、テロや大量破壊兵器などによる攻撃によっても生じる可能性がある」²⁰とされている。なお、「その他の対応」として、警護出動が定められている。第1章で述べた通り、国内の自衛隊施設や在日米軍施設・区域でテロが行われる恐れがある場合、当該施設・区域の警護のため自衛隊を出動させるものである²¹。

「アジア太平洋地域の安定化及びグローバルな安全保障環境の改善」とは、国際社会の安全保障を改善、安定化させるための活動を指す。特に後者の目標としては「国際テロ対策」も明確に掲げられている²²。この分野での自衛隊の任務としては、PKOをはじめとする国際平和協力活動が挙げられる。白書の中でも、この活動は「紛争・テロなどの根本原因の解決などのための政府開発援助（ODA）を含む外交活動とも連携しつつ」取り組んでいると示されている²³。

なお、防衛省・自衛隊は非伝統的安全保障分野における、関係国に対する能力構築支援（キャパシティ・ビルディング）を行っている。しかしその対象は「人道支援・災害救援、海賊対処などといった、従来必ずしも安全保障との関連で捉えられてこなかった課題」「人道支援・災害救援、海賊対処、地雷・不発弾処理などの非伝統的な安全保障分野」とされており、テロ対策については明記されていない²⁴。他省庁ではテロ対策を主眼としたキャパシティ・ビルディングが行われている。例えば、外務省のホームページによると、出入国管理、航空保安、海上・港湾保安、税関協力、不拡散・輸出管理、警察・法執行機関の協力、テロ資金対策、CBRN（化学、生物、放射性物質、核）テロ対策、テロ防止関連諸条約などの分野で研修・セミナーが実施されている²⁵。

第3節 自衛隊によるテロ対策のモデル

以上を踏まえ、宮坂と片山のモデルに自衛隊の任務を当てはめる。宮坂の5つの局面に、片山の指摘と実際の自衛隊の任務、実例を当てはめていく。

第1 フェイズの予防としては警護出動が当てはまる。先制については、オウム真理教関連施設捜索のような状況が考えられる。この事例では事件後の捜査であったが、状況によっては先制の段階で警察を支援することも考えられる。

第2 フェイズにおいては多くの任務が期待される。まず、地下鉄サリン事件の際のように、テロによって発生した特殊災害への対処である。片山の分類で言えば、警察への支援という形でも、防災・医療機関への支援という形でも行われ得る。また、あさま山荘事件や日航機ハイジャック事件のような空輸による警察への支援もあり得る。さらに実例はないものの、治安出動によりテロ攻撃に対処、テロリストを捜索・撃破することもあり得る。

第3 フェイズでは、オウム真理教関連施設捜索における警察の支援のような状況が考えられる。

第4 フェイズは防衛省・自衛隊に特有のものというわけではなく、他の機関と同様に、防衛省・自衛隊でも実施されるものと考えられる。

環境改善については、国際平和協力活動が挙げられる。

現状では、片山の言う軍事力行使は、国内での治安出動ならばともかく、国外で自衛隊が実施するのは難しいと考えられる。憲法9条などの法的な拘束や、自衛隊の能力、国民感情などの制約が存在するためである。宮坂の第1、第3フェイズにおける国外の法執行の支援という形でも同様だろう。ただし、旧テロ対策特措法²⁶に基づく自衛隊派遣のように、武器の使用を伴わない形で、自衛隊が国外で他国軍と協力して活動することは想定される。

第3章 定義の必要性

本章では、第1章で概観したテロの定義についての意義と、第2章で考察したテロ対策の中での自衛隊の役割を基に、なぜ自衛隊の任務においてもテロの定義が必要か論じる。

テロの定義が必要となる理由は、大きく「法律上の問題」「国際協力のため」「国民に対する姿勢の明確化」の三つが挙げられる。

第1節 法律上の問題

法律上の問題とは、第1章で見た阿久津や片山の指摘に関するものである。テロを戦争と区別し、テロリストに正当性を与えることを避けるため、テロの定義を明確にすべきということである。例えば、平成24年度版の『防衛白書』によれば、武装工作員などによる不法行為に対し、警察力で対処が不可能な場合、自衛隊が治安出動するとされている。さらにその不法行為が武力攻撃と認められる場合、防衛出動により対処するとされる²⁷。武力攻撃とは、武力攻撃自体対処法²⁸第2条1項において「わが国に対する外部からの武力攻撃」と定義されている。次節で詳述するが、国際法上は「一国により他国に対して行われる」ものを指す²⁹。テロリストに正当性を与えないためには、治安出動から防衛出動にエスカレーションさせないことが求められる。「武力攻撃」とテロ攻撃を区別できるような定義が必要である。

第2節 国際協力における意義

国際協力における意義としては、第1章で触れた宮坂の第二の指摘のように、定義を持つことで、日本の問題意識や主体性を示すということがある。

特に日本の場合、他国に比べ強く主体性を示していく必要がある。第2章でも触れたとおり、例えばアフガン戦争の多国籍軍への参加など、自衛隊による実力行使が非常に困難だからである。確かにテロ対策としての軍事力行使には、国際法上の問題や、その効果などで様々な議論があり、自衛隊が参加できないからといって必ずしも問題であるとは言えない。しかし、国際的なテロ対策におけるプレゼンスの面で劣ることは間違いない。

日本としては、他の分野でのテロ対策の活動を強調していくことが望ましい。例えば能力構築支援の対象分野としてテロ対策を加えることが考えられる。現在の対象分野は第2章で見た通りで、テロ対策は含まれていない。自衛隊はテロの被害管理における警察や防災・医療機関への支援に実績があり、テロ対策の分野で能力構築支援を行うことが期待できる。その際には、テロリストに正当性を与えてしまったり、過剰な、あるいは超法規的な軍事力行使で軍が信頼を失ってしまったりすることを避けるための方策も伝えることが望ましい。当然、そのためにはテロの定義という問題は避けて通れない。日本が軍事力行使以外の分野でプレゼンスを高めようとするれば、まず自らがテロの定義を持ち、姿勢を明確にすることが必須である。

テロに対して、自衛権を根拠として軍事力を行使することの、国際法上の議論にも少し触れる。国連憲章第51章は「武力攻撃」が発生した場合の自衛権を規定している。国際司法裁判所（ICJ）によれば、ここでいう「武力攻撃」とは、「一国により他国に対して」行われ、かつ「最も重大な形態の武力行使」を指す³⁰。こうした前提のため、私人によるテ

ロ行為がただちに「武力攻撃」とされることはない。私人による、重大性を有する行為が、国家により国家のために派遣されたものであるか、国家が実質的に関与したものであれば、当該行為は国家による侵略行為・武力攻撃とみなされる。ここでいう「実質的関与」とは、一般には単なる黙認や協力程度では不十分であるとされ、派遣にも相当する実質的な関与を意味するものと解される。こうした前提を基に、9.11 テロは、重大性においては武力攻撃に相当すると判断できるが、タリバンの行為が実質的関与であると示す証拠は得られていないとする意見もある³¹。

国際法的には、9.11 テロほどの大規模なテロ攻撃であっても、武力攻撃と判断し、自衛権を根拠として軍事力を行使するのは難しいのが現状である。一方で、9.11 テロの被害者たるアメリカ国民に各国が深く同情し、アフガン戦争に協力したことも事実である。こうした場合、いかに国際法上の議論があるとはいえ、軍事力行使に参加できなければ国際的なプレゼンスの面で劣ることは否定できないだろう。日本は軍事力行使への参加が難しく、他の面での活動を強調していくことが求められるのである。

第3節 国民に対する姿勢の明確化

第1章で触れた宮坂の指摘のうち、第一のものと第三のものに関わる。宮坂の指摘の第一のものでも触れられている通り、定義が曖昧であれば権力の濫用が起きうる。また、テロの定義について国民の合意がなければ、「何がテロか」という議論がむやみに噴出し、対策を進めることが難しくなる。国民に対し、テロの定義を明確に示すことで、自衛隊がテロ対策を名目に国民を抑圧することはないと示す必要がある。

現在、自衛隊によるテロ対策についての理解が広がっているとは言い難い。確かに、自衛隊そのものへの評価は非常に高い。2012年に実施された内閣府の調査によれば、「自衛隊に対して良い印象を持っている」との回答は91.7%（「良い印象を持っている」37.5%+「どちらかといえば良い印象を持っている」54.2%）³²であり、国民からの評価は極めて高いと言える。しかし、この背景には2011年に発生した東日本大震災における自衛隊の活躍があると考えられる。実際に、「自衛隊が存在する目的」という質問への回答は「災害派遣」が82.9%で最多である。「国の安全の確保（外国からの侵略の防止）」は78.6%、テロに関連する「国内の治安維持」は47.9%³³である。

また、「アレルギー」とまで称される反軍事的な思想は、まだ日本に根強く残っていると考えられる。例えば、2005年10月20日に、北海道警察と陸上自衛隊北部方面隊が共同で治安出動実動訓練を行った際、弁護士で北海道平和委員会の石田明義は、自衛隊によるテロ対策について以下のように批判している。

テロ、ゲリラ対策を名目に、自衛隊や警察が「治安を阻害する」と評価する国民の批判勢力（基地や演習反対運動など）を「非国民」扱いし、日常的に不当な監視を拡大し、人権侵害していく危険がある。一層の監視活動や批判や警戒が必要である。³⁴

程度の差はあれ、このような、国民からの国家権力濫用への警戒は存在する。国家の側としては権力の濫用が起きないように仕組みをつくり、国民を安心させることが必要である。テロ対策においては、その第一歩が定義の明確化である。テロとは何を指すのか明確に示すことで、自衛隊のテロ対策が決して国民を抑圧するものでないことを示すのである。これは、どこの国においても必要なことではあるが、先述のような「軍事アレルギー」の強い日本では特に必要となるだろう。

ただし、石田の意見自体は極端であって同意できないと明言しておく。自衛隊が積極的に、かつ不当に国民の人権を侵害するとは考えにくい。実際に、1960年の安保闘争の際、岸内閣が自衛隊の治安出動を検討したが、当時の防衛庁・自衛隊は反対し、治安出動は撤回された。自衛隊や警察、国家権力に対するこれほどの警戒というの、国民一般の意見とは言い難いだろう。あくまで「軍事アレルギー」が顕著に表れている一例として紹介したに過ぎない。

終章

本稿では、自衛隊が対処すべきテロの定義の必要性を述べてきた。最後に、ここまでの考察を基に、自衛隊が対処すべきテロの定義について考察する。

まず、自衛隊が対処すべきか否かに関わらず、そもそもテロ全般についてどのような定義ができるか検討する。これについては、宮坂が独自の定義を提示しているので参照する。

テロリズムとは、政治的、宗教的、イデオロギー的あるいは社会的な目的を有した非国家主体が、その集団外に存在する身体、財産、施設、国家統治の基本組織、公共輸送機関、公衆衛生、電子システム、その他重要インフラのなかから、一つあるいは複数を選択的にして計画的に危害を加えたり、暴力の脅しをかけ強要すること³⁵

筆者も、テロ全般の定義としてこの定義は非常に適していると考ええる。特にテロの対象に偏りが無いことは大きな長所である。この定義を基に、自衛隊が対処すべきテロとは何か検討する。

テロは基本的に犯罪行為として警察機関が対処することが望ましい。治安出動の対象となる事態同様、一般の警察力をもっては対処することができないと認められる場合に自衛隊が対処する、と規定すべきである。

宮坂の定義したようなテロリズムの中で、一般の警察力をもっては対処できないものが、自衛隊の対処すべきテロである、ということになる。こうした定義を示せば、「テロ対策に名を借りた自衛隊による国民の抑圧」といった批判には反論できるだろう。デモなどの一般の市民活動はそもそも「計画的に危害」「暴力の脅し」などテロリズムに当たらず、ましてや一般の警察力で対処できない問題ではないからだ。

自衛隊による国際貢献を考える上でも適している。外国政府の立場から言えば、自国の行為がテロとして糾弾されることがないからだ。もちろん、国際法上の違法行為などを見逃すというわけではないが、少なくともテロの定義を巡って不毛な対立に陥ることはないだろう。テロの対象に偏りがなくとも、幅広い国で受け入れやすく優れている。

かつての地下鉄サリン事件のように、今後テロ対策において自衛隊の役割が求められる可能性は否定できない。また、国際協力開始 20 年に当たって『防衛白書』で示された通り、防衛省・自衛隊が「国際社会での活動にさらに積極的に取り組んでいく」³⁶のであれば、テロの問題は避けて通れない。自衛隊の任務におけるテロの定義は、不可欠なのである。

-
- 1 防衛省『平成 25 年度版 日本の防衛—防衛白書—』日経印刷、2013、p.193
 - 2 宮坂直史「非伝統的脅威と安全保障」(防衛大学校安全保障学研究会編著『新訂第 4 版 安全保障学入門』亜紀書房、2009、p.237)
 - 3 宮坂『日本はテロを防げるか』ちくま新書、2004、p.230
 - 4 同上、p.228
 - 5 同上、pp.231-232
 - 6 同上、p.232
 - 7 同上、pp.233-235
 - 8 阿久津正好「諸外国及び我が国の法制における「テロ」の定義について(下)」(『警察学論集』60 巻 1 号、2007.1、p.58)
 - 9 片山善雄「テロリズムの本質」(テロ対策を考える会編著『[テロ対策] 入門 遍在する危機への対処法』亜紀書房、2006、第 1 章、pp.26-27)
 - 10 坂本まゆみ「国際法とテロリズム」(同上、p.250)
 - 11 宮坂「テロ対策における警察と軍—変化する役割」(『防衛大学紀要 社会科学分冊』94 号、2007.3、pp.328-329)
 - 12 片山、前掲書、2006、第 1 章、p.196
 - 13 同上、pp.200-201
 - 14 同上、pp.201-202
 - 15 同上、pp.204-205
 - 16 防衛省「平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱」
<http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/guideline/2014/pdf/20131217.pdf>
(2013 年 12 月 21 日閲覧)
 - 17 同上
 - 18 防衛省、前掲書、2013、p.192
 - 19 同上、p.193
 - 20 同上、p.203
 - 21 同上、p.212
 - 22 防衛省「平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱」
 - 23 同上、p.248
 - 24 <http://www.mod.go.jp/j/approach/others/shiritai/cb/index.html> (2013 年 12 月 8 日閲覧)
 - 25 外務省「テロ対処能力向上(キャパシティ・ビルディング)支援」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/kyoryoku_06.html (2013 年 12 月 15 日閲覧)
 - 26 「平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に対する特別措置法」(平成 13 年

11月2日法律第113号)

²⁷ 防衛省『平成24年度版 日本の防衛—防衛白書—』佐伯印刷、2012

²⁸ 「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(平成15年6月13日法律第79号)

²⁹ 東裕里「テロリズムに対する武力行使—自衛権の限界と新たな措置の可能性—」(『警察政策』、12巻、2010、p.258)

³⁰ 同上

³¹ 同上、p.260

³² 内閣府「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」

<http://www8.cao.go.jp/survey/h23/h23-bouei/2-2.html> (2013年12月15日閲覧)

³³ 同上 <http://www8.cao.go.jp/survey/h23/h23-bouei/2-4.html> (2013年12月15日閲覧)

³⁴ 石田明義「北海道における陸上自衛隊と北海道警察の共同の治安出動実動訓練について」(『法と民主主義』、407号、2006.4、p.36)

³⁵ 宮坂、前掲書、2004、p.236

³⁶ 防衛省、前掲書、2012、p.315